

第4章 監査の結果と意見（各論）

担当課	H18年度末 未収金額	未収金の 発生年度	内 容
環境整備課	907,448	平成11年度 から 平成18年度	産業廃棄物最終処分場に関して平成11年1月から3月に行ったドラム缶及びシュレッダーダスト等の撤去等に関する行政代執行である。 平成16年度から平成24年度まで、水処理等に関する代執行が、産廃特措法に基づく支援を受けながら継続される。 未収金は、すべて破産管財人に交付要求しており、破産手続きの状況を確認している。
港湾空港課	16,285	平成14年度	埋設油送管の撤去に関する行政代執行。法人は登記上残っているが、実態はない。但し、最近代表取締役の追加の動きがある。
合計	1,011,812		

未収金の合計金額 1,011,812 千円は、一般会計の未収金合計 1,248,579 千円の約 81%を占めている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①債務者に対する調査の継続的实施

行政代執行については、(1)で示したとおり未収金の残高が大きいですが、その発生に至る経緯より、当初から回収が困難な状況にある。しかしながら、回収に向けた努力は必要である。

この点において、港湾空港課で発生した行政代執行に関する未収金に関して、平成19年4月に法人における代表取締役の異動の動きがあり、この調査に関する費用を予算化して、法人の調査を進めることが望まれる。

5 畜産経営自立化促進資金貸付金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

畜産経営について緊急にその自立化を促進するため、県が農業者に貸し付ける資金として設置された基金である。貸付対象としては、乳用牛又は肉用牛を飼養している農業者であって、知事が認定する畜産経営自立化計画に基づく事業を行うものに対するものである。

根拠法令等は、秋田県畜産経営自立化促進基金条例、秋田県畜産経営自立化促進資金貸付要綱、秋田県畜産経営自立化促進資金事務取扱要領 等である。

②未収金の状況

昭和54年度に発生した未収金であり、その内容は以下のとおりである。

表11 未収金内訳

(単位:千円)

納入義務者	当初貸付元本	調停済額	収入済額	未収金額
4名	5,500	2,506	1,158	1,347

（2）監査の結果

①債権管理簿への正確な記載

債権回収のための実施履歴などが記載された債権管理簿が十分に引継ぎをされておらず、督促履歴等の確認ができない状況である。

長期にわたる未収金の回収業務について、職員のローテーションとの関係で形式的な引継事項としてのみ処理されている可能性があり、抜本的な債権回収策が検討されていない可能性もある。

地方公共団体は地方自治法等の定めに従い、債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

また、県財務規則第391条により債権管理簿の整理記載の定めがあり、また様式第319号の2により債権管理簿が定められている。

これらの行為事実を立証するため、債権管理簿の督促履歴を整理し、適正な管理がなされるべきである。

（3）監査の意見

特に記載すべき事項はない。

6 県営住宅使用料に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

県営住宅とは、「公営住宅法」に基づいて建設・管理されている公的な賃貸住宅であり、当該制度は、住宅に困窮する低所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、国民性格の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている。

県営住宅の家賃制度は、入居しようとする世帯の収入、住宅の立地条件、規模等に応じて家賃が決まる仕組み（応能応益家賃制度）となっており、原則として、家賃を3ヶ月以上滞納したとき等には退去することとされている。

根拠法令としては、公営住宅法、秋田県営住宅条例、秋田県県営住宅家賃滞納者法的措置要綱 等である。

②未収金の状況

県営住宅使用料に対する未収金の地区別内訳は以下のとおりである。

表 12 未収金地区別内訳

(単位:千円)

地区	管理戸数	未収金件数	未収金残高
北秋田	132	4	407
山本	72	7	1,079
平鹿	102	4	424
秋田	1,884	160	55,309
由利	70	0	0
仙北	48	0	0
雄勝	50	0	0
合計	2,358	175	57,219

③未収金管理の状況

1) 県営住宅の管理事務の概要

県営住宅の管理事務としては次のようなものがある。

入居者募集事務、入居申込受付・決定事務、退去事務、家賃決定事務、家賃調停事務、家賃減免事務、家賃等収納事務、家賃督促事務、住替承認事務、届出受理事務、財産管理事務、駐車場管理事務、管理人委嘱事務、防火管理事務、修繕事務 等

このうち、未収金管理に主として関連する事務は、家賃等収納事務、家賃督促事務である。

2) 指定管理者制度の導入

県営住宅のうち、秋田地区については、財団法人秋田県建築住宅センターが指定管理者として、管理事務を実施している。

未収金管理に係る指定管理者と県との業務分担としては、県と指定管理者との家賃等収納事務委託契約によれば、県営住宅使用料、入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料金の収納事務が県から指定管理者に委託されている。

3) 未収金管理の概要

(ア) 未収金管理事務の現況

県営住宅使用料の滞納対策として「秋田県県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」が定められており、法的処理の方法等の対応要綱が整備されている。

(イ) 未収金管理事務に関する指定管理者との関係

指定管理者である財団法人秋田県建築住宅センターが行う家賃督促は「県営住宅及び共同施設の管理に関する基本協定書」において、現年度並びに法的措置を講ぜざるを得ない滞納者を県に引き継ぐまでの滞納分の督促を行うこととされている。

また「秋田県県営住宅等家賃滞納対策事務処理要綱」第8条(督促の分担)では、過年度に家賃滞納がある滞納者についてはすべて建築住宅課が行い、過年度に家賃滞納が無い滞納者(現年度のみ滞納者)に対する督促は財団法人秋田県建築住宅センターが行うこととされている。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①滞納処理のノウハウに係る他部門との情報の共有

県営住宅使用料に特有の部分はあるが、「秋田県県営住宅等家賃対応対策事務処理要綱」及び「秋田県営住宅滞納者法的措置要綱」等は他の所管部課における未収金の管理にも応用できる部分があり、優れたノウハウについて他部門との積極的な情報の共有化を図るべきである。

②対応マニュアルの作成

実務ベースで実施すべき具体的な回収実施方法等に関する詳細マニュアルは存在していない。

詳細マニュアルを設定して、担当者の実務に役立てることを検討すべきである。例えば、具体的な記載内容事例としては次のようなものが考えられる。

- 退去命令の発動などに関し、不公平感が生じないように一定の定量的なルール（例えば滞納月数、滞納期間など）を事前に決定し、一律に適用
- 連帯保証人への請求方法等の具体的なポイントなどの解説
- 居住先への調査の際のポイントなどの解説と具体的な話法

③債権管理方法の工夫（債権管理簿の記載方法の検討等）

債権管理簿に記載されるべき項目に空欄などがあり、また過去の経緯の記載についても不十分な面が見受けられ、職員の人事異動により情報の引継が十分に行えない状況となっている。

債権管理簿の記載方法を有効なものに検討すべきである。実施した事項を散文的に記載するのではなく、移動先住所、移動勤務先、連帯保証人への要求状況、法的手続の実施段階、対応の基本方針と方針選定理由など、重要かつ定型的に情報を入手すべき事項の記載の欄を設定し、担当者の業務引継の際にも過去の経緯がわかるように検討をすべきである。

また、債権管理簿の記載に基づき、債権管理担当者以外の者による定期的な検査、チェックを実施することによる内部牽制も検討すべきである。

④指定管理者との債権管理に係る事務処理分担

指定管理者は行政サービスの一元化の観点から、行政処分等一部の業務を除き、県営住宅等の入居者及び入居希望者等の窓口業務の大部分を実施している。当該業務の中には家賃等収納事務も含まれている。また、指定管理者との家賃等収納事務委託契約によれば、指定管理者は県営住宅使用料、入居者敷金及び県営住宅駐車場使用料金の収納事務の委託を県から受けている。

このような業務分担を前提とするならば、実質的には、滞納者に係る最新かつ的確な情報は指定管理者が有するものと考えられる。債権の滞納管理は適切な情報を適時に把握することが重要であり、過年度滞納者に対する管理の一切を建築住宅課が行うことは必ずしも合理的な業務分担とは考えられない面がある。

以上から、指定管理者と建築住宅課の業務分担に関し、当年度・過年度といった滞納の発生時期による督促業務の分担をするのではなく、例えば、入居者について滞納が発生している場合については、過年度滞納分も含めて指定管理者が督促管理を実施するなど、入居者・退去者の区別を基準として実質的に有効な方法を検討すべきである。

また、指定管理者に対する収納事務委託契約について、債権回収額等に応じた成功報酬型の委託料金の算定を導入するなど、指定管理者のインセンティブを活用した回収率の向上も検討すべきである。

⑤指定管理者の活用

指定管理者に対する県側のモニタリングシステムを確立し、当該モニタリングの中において、債権回収向上を評価項目として設定すべきである。またこれらについて、月例報告、年度報告時にチェックを行い、PDCA サイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）を確立すべきである。

指定管理者の公募の際の評価基準に債権回収向上率などを織り込むのも一案である。現状では連帯保証人の状況は原則として入居時にしか確認していないため、例えば、現入居者について連帯保証人の定期的な確認を指定管理者に課すなどの工夫も考えられる。

また、県及び指定管理者間において、指定管理者の仕様書に記載のある滞納者協議（6,9,12,3月に実施）を実施することとなっているが、随時電話にて実施されている状況である。個別の滞納者について、検討を加え、議事録等の資料を残すことにより、職員の人事異動等が生じた場合でも情報の共有化ができるようにすべきである。

⑥各地域振興局における債権管理

秋田地区における県営住宅使用料の管理については、指定管理者によって管理されているが、それ以外の地区においては、各地域振興局が直接管理している。

これらの地域振興局においては、独自の債権管理システムがあるわけではなく、県の財務会計システムに基づいて、毎月調定し回収業務を行っている。現状では、管理すべきボリュームは、秋田地区と比べて少ないが、県の債権管理を市町村に委託し、市営住宅と一体管理するなど、将来に向けて地域単位での市町村営住宅との管理の一本化や、指定管理者による管理の範囲拡大など、回収管理の合理化に向けた努力が必要である。

7 恩給過払金に関する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

恩給及び条例年金は、公務員とその遺族を対象とした年金制度で、昭和37年12月1日に地方公務員等共済組合法による共済制度が発足する前に公務員を退職した人や遺族に支給している。支給は年4回であるが、平成19年7月支給期時点での受給対象者は以下のとおりとなっている。

表13 恩給及び条例年金の受給者数

区分	受給者別	受給者数	根拠法令
恩給	県の在職で身分が国の文官	33人	恩給法
	公立学校等の教職員	148人	
恩給	警察職員	66人	恩給法
条例年金	県の吏員	22人	秋田県退職年金条例
	公立学校等の教職員	7人	

②未収金の状況

恩給の過払いに関して発生する未収金は、いずれも受給者が死亡して失権したが、その判明が遅れ、それまでに支払われたことによる過払い分である。平成18年度末時点の恩給に関する未収金は、総務事務センターで4,276千円、教育庁福利課で823千円となっている。

担当課が複数あるのは、文官、警察職員についての担当課が総務事務センターで、教育職員の担当課が教育庁福利課に分かれているためである。

第4章 監査の結果と意見（各論）

表 14 平成 18 年末における恩給の過払いによる未収金

(単位:千円)

担当課	H18 年度末 未収金額	未収金の 発生年度	内 容
総務事務 センター	4,276 (1 件)	平成 7 年度	平成 2 年 11 月に恩給受給者が死亡し失権したにもかかわらず、県による確認が平成 7 年 3 月になったために、平成 2 年 12 月から平成 6 年 12 月に支払われた過払い分の内の未返納分である。現在、返済の意思はあり、分割返納中となっている。
教育庁 福利課	823 (1 件)	平成 11 年度	平成 11 年 8 月に恩給受給者が死亡し失権したにもかかわらず、その後 3 回にわたって支払われた過払い分である。 平成 15 年以降、関係者とコンタクトが取れていない。

(2) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(3) 監査の意見

①未収金管理に係る部局間の連携

平成 15 年度以降、恩給受給対象者に対しては、支給期ごとに住民基本台帳ネットワークを使用し生存確認しており、今後同じような未収金が発生する可能性は少ない。既存の未収金については、2 つの課の間において情報交換をするなどによって、回収に向けたより合理的な方策の検討が望まれる。

8 生活保護費返還金に対する未収金

（1）概要

①制度の趣旨

生活保護制度は、生活に困窮している者に、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保証するとともに、その自立の助長を図ることを目的としている。受給者には所定の基準で計算される最低生活費と収入を比較して収入が最低生活費に満たない場合に、その差額が支給される。保護開始後は、ケースワーカー等が世帯の実態に応じ、年2回から12回の訪問調査を実施し、就労能力のある受給者への就労指導や、日常生活に指導を要する受給者への生活指導等を行っている。

②未収金の状況

この制度に関する虚偽の申請やその他不正な手段によって保護費の支給を受けた場合、保護費を支弁した都道府県又は市町村はその費用の全部又は一部を、受給者から徴収することができることとされている。

この他、緊急の場合等において資力があるにも関わらず保護を受けた場合は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、相当の額を返還しなければならないとされている。これらが未収金となっており、根拠法令等は生活保護法等に基づいている。

（2）監査の結果

特に記載すべき事項はない。

（3）監査の意見

①生活保護受給者が加入する保険契約

平鹿福祉環境部において、保険に加入していた生活保護受給者に保険事故が発生し受給者は保険金を受け取った事例がある。受給者から保険金受領の申告がなく、また、当該保険金は受給者の親族が大部分を費消してしまったため、保険金収入に関する生活保護の不正受給額が未収金となった。

生活保護受給者が民間の保険に加入している場合等、臨時収入により生活保護支給額が変更される可能性がある場合は、保険契約等の内容を県は十分に把握しておくべきである。当該情報に基づき、保険事故の発生の際は受給者に臨時収入が発生することを十分に認識し、臨時収入の発生した際はその発見に努め、不正受給が生じないようにする対策を講じる必要がある。

②生活保護法第78条による不正受給額の抑制

生活保護法第78条による不正受給は、年1回の課税調査や福祉事務所、県、市町村への通報により判明することが多い。

生活保護費返還金は不正受給の早期発見により、金額の増加を抑えることが出来る。現在、県は通報窓口を設けていないため福祉事務所の代表電話を通じて不正受給が判明するケースがある。福祉事務所は電話やインターネットを通じた相談窓口・ホットライン等を設けて早期発見に努めることが望まれる。

③債権回収マニュアルの作成

単身世帯の納入義務者が死亡した場合に不納欠損の可能性を検討するに際し、戸籍等で相続人を確認していなかったケースがある。また、納入義務者の認知症が進行している可能性が高く回収が困難なケースもある。

納入義務者死亡時の債権の扱い、不納欠損可能な返還金について、統一的かつ具体的な方針、納入義務者が認知症の場合等の対応策を明らかにし、マニュアル化する必要がある。